

都市計画マスタープラン・ 立地適正化計画について

第2回 北広島町都市計画審議会

目次

1. 第1回都市計画審議会の振り返り・主な意見
2. 住民アンケート（速報）
3. 全体構想（基本理念・基本目標・将来都市構造）
- 4. 全体構想（まちづくりの方針）**

1. 今回の内容（第1回都市計画審議会からの更新点）

■第1回都市計画審議会からの更新点

【前回】第1回都市計画審議会

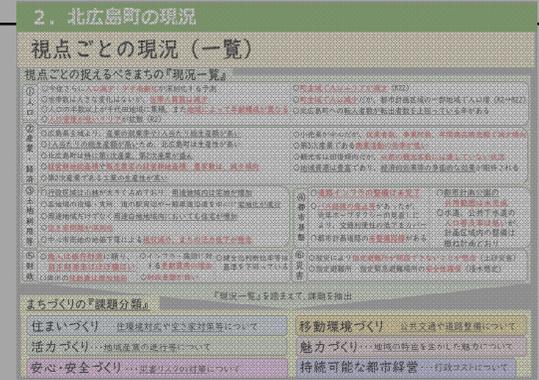
⇒「現況＋上位関連計画」を踏まえて課題を整理

まち全体（マクロ）

まち全体の観点から、現状及び将来見通し他都市との比較を通じた分析等を行った

地域別（ミクロ）

地域に着目して、現状及び将来見通し等の分析を行う



【今回】第2回都市計画審議会

住民アンケート（速報）による課題整理（仮）

今後実施する中高生アンケートにより、若者の意見を反映する

「現況＋上位関連計画」の課題を踏まえて

全体構想（仮）

⇒都市計画マスタープランにおける「基本理念・基本目標・将来都市構造・まちづくりの方針」を設定する

➡社会経済情勢の変化等に対応した見直し・検討や、まちづくりに関わる各分野の方針を設定

現段階における計画の方向性や内容等について協議・意見交換

2. まちづくりの方針の構成

■ “まちづくりの方針” の構成

⇒ 「基本方針」 と具体的な 「まちづくりの方針」 から構成する

例) 土地利用

「基本方針」：分野全体に係る基本的な方向性を記載している

(1) 基本方針

本町の地域特性を踏まえ、各地域の土地利用特性に応じた立地適正化を図るとともに、自然と共生し、地域の再生をはかり、定住・交流の拡大をめざすために、以下の方針に沿った土地利用を誘導します。

1) 都市機能及び居住地区を集約したコンパクトな都市形成

今後の人口減少や高齢化の深刻化を見据え、住み慣れた地域で住み続けるために、生活に必要な機能が集積した、利便性の高い拠点の形成を目指します。

「まちづくりの方針」：各分野の具体的なまちづくりの方向性を記載している

(2) 土地利用の配置方針

①市街地

■住宅地

既存の住宅地においては、利便性の向上を目指し、道路・公園・下水道等の都市施設の整備や維持を計画的に進め、生活環境の整った住宅地の形成を図ります。

特に石州街道や旧幹線道路沿道の住宅地については隣接する家同士の間隔が狭くなっていることから、良好な住環境を維持・形成します。

また、今後新たに開発される住宅地や建て替え等の住宅については、用途地域内に住宅地の誘導を図ります。

2. まちづくりの方針の構成【案1】の場合

基本理念 案1の場合

■基本理念・基本目標を踏まえた“まちづくりの方針”

基本理念

案1

利便性の高いまちなかと繋がり、
住み慣れた地域でゆったりと暮らせるまち

基本目標

目標1
誰もが便利で快適に暮らせる生活環境の形成

目標2
災害に強く、安全・安心に暮らせるまちの構築

目標3
経済活動を支えるインフラの充実

目標4
豊かな地域資源を保全・活用したまちづくり

まちづくりの方針

- ✓ 土地利用の方針
- ✓ **施設整備の方針**
- ✓ 環境保全・整備の方針
- ✓ 景観形成の方針
- ✓ 観光まちづくりの方針
- ✓ 都市防災の方針

上位関連計画や関連部署と調整

2. まちづくりの方針の構成【案1】の場合

(1) 施設整備の基本方針

本町の現状や社会情勢に対応しつつ、美しい大自然と田園風景の中にあって利便性が高く快適な生活環境を形成するため、以下の方針に沿った取組を進めます。

1) 交通ネットワークの強化

本町の各地域や周辺市町等を結ぶ道路網と、持続可能で利便性の高い公共交通網の整備を進め、効率的な交通ネットワークの強化に努めます。

2) 都市施設の効率的な整備

現状と将来を見据え、既存施設の維持・活用や必要に応じた再整備を進めて、利便性の高い快適な暮らしを支える都市基盤の構築に努めます。

※【案1】におけるまちづくりの方針の一例を記載します。

2. まちづくりの方針の構成【案1】の場合

(2) 施設整備の方針

※まちづくりの方針の抜粋

	施設整備の方針
【交通施設】	高度な交通結節機能を持つ道の駅「舞ロードIC千代田」を交通網の中心拠点として、 <u>周辺市町や本町各地域とのネットワークの強化を進めて利便性の向上を図ります。</u>
【道路網】 <u>主要幹線道路</u>	IC等の結節点へのアクセス道路となる主要幹線道路においては、 <u>生活の利便性の向上</u> だけでなく、 <u>工業・流通機能の強化</u> や農業の6次産業化、観光業の活性化など、各産業の活性化に寄与するため、 <u>適切な維持管理</u> を図ります。
【道路網】 <u>地域幹線道路</u>	本町の各地域及び主要な施設を結ぶ路線については、地域幹線道路として位置づけ、走行性・安全性が確保されるよう <u>維持・改良</u> を図ります。 また、長期未着手となっている都市計画道路については、将来の交通需要に応じた施設となるよう、 <u>廃止・縮小も視野に入れながら計画の見直し</u> を行います。
【道路網】 <u>生活道路・区画街路</u>	住宅地等の周辺の生活道路や区画街路については、歩道が未整備の道路が多いことから、 <u>歩行者空間を確保</u> するとともに、 <u>通過交通の排除</u> や歩行者の通行区分明示等により <u>安全性向上</u> を図ります。

2. まちづくりの方針の構成【案1】の場合

(2) 施設整備の方針

※まちづくりの方針の抜粋

	施設整備の方針
【地域公共交通】	<p>「北広島町地域公共交通計画」において定める、「安心・安全に移動でき 住民ニーズの多様化に対応できる 持続可能な公共交通～町内公共交通を維持することで 住んでよかったと思える町に～」の実現に向けて取り組みます。</p> <p>本町における町民の日常生活を支える交通手段を、<u>路線バス・ホープタクシー等の運行により確保</u>します。</p> <p>地域公共交通Ma a Sやゼロカーボンに向けた取組など、<u>持続可能な公共交通の構築</u>を進めます。また、公共交通の利用を促進するため、<u>利用しやすいバス情報の提供やバス停留所標識の整備・維持管理、キャッシュレス化の推進等の環境整備</u>に努めます。</p>
【公園・緑地】	<p>都市計画公園「千代田運動公園」や各地域の運動公園は、町民の健康・レクリエーション空間として利用されているとともに、町民以外の方も利用される交流等の場となっていることから、引き続き、<u>施設の適正な維持管理・活用</u>を図ります。</p> <p>また、薬師公園等の町民の身近な公園については、子供から高齢者までの憩いの場となるよう、<u>利用者ニーズに合った施設の充実</u>を図り、<u>維持と有効活用</u>に努めます。</p>

2. まちづくりの方針の構成【案1】の場合

(2) 施設整備の方針

※まちづくりの方針の抜粋

	施設整備の方針
【生活関連施設】 上水道	良質な水道水の安定的な供給体制を確立するため、土師広域浄水場を中心とした <u>効率的な上水道施設の整備を進めるとともに、老朽化する施設の適正な維持管理や人口減少が著しい地域の水道システムの再構築を検討</u> します。
【生活関連施設】 下水道	下水道は生活環境の改善に必要不可欠な施設であるため、市街地については <u>公共下水道の整備を推進</u> します。また、公共下水道の処理区に隣接する千代田地域農業集落排水3処理区については、 <u>公共下水道への統合を検討</u> します。その他の公共下水道によらない地域については、 <u>農業集落排水事業の維持や合併処理浄化槽の整備・保全に努め</u> ます。
【生活関連施設】 ごみ焼却施設	ごみ焼却施設「芸北広域きれいセンター」は平成7年に整備されてから約30年経過となるため、 <u>施設の継続的な維持管理や広域的な連携を見据えた今後の方針を検討</u> します。
【生活関連施設】 し尿処理施設	本町全域から収集されたし尿及び浄化槽汚泥を処理する「緑清苑」は老朽化が進行しているため、 <u>下水道へし尿等を投入する施設の設置を検討</u> します。

2. まちづくりの方針の構成【案1】の場合

(2) 施設整備の方針

※まちづくりの方針の抜粋

	施設整備の方針
【生活関連施設】 <u>教育文化施設</u>	<p>北広島町公共施設等総合管理計画と連携し、各公共施設については、現状を見直して、必要に応じた<u>再整備と適正配置による効率化を図り、利用促進につなげます。</u>教育施設については、老朽化や劣化が年々進行しており、老朽化した施設の更新や劣化した施設への早期対応など、児童生徒が<u>安全・快適に過ごせる場所</u>となるよう整備を実施します。</p> <p>図書館や文化施設についても、多くの施設が老朽化や劣化が進行していることから、<u>継続的な維持管理や更新、再整備を検討</u>します。</p>
【生活関連施設】 <u>医療施設・</u> <u>社会福祉施設</u>	<p><u>医療施設へのネットワーク強化や、緊急医療体制、小児医療体制等の充実を図り、安心して医療・福祉サービスを受けられる環境整備を進めます。</u></p>
【生活関連施設】 <u>火葬場</u>	<p>本町に整備されている3つの火葬場は、施設の老朽化が深刻化していることから「北広島町火葬場整備基本計画」に基づき、<u>一カ所に集約することになりました。</u>適切な維持管理を進めるとともに、将来的に大規模更新や老朽化等による施設の建替が必要となる時期において、<u>新たな火葬場の設置を検討</u>します。</p>
【生活関連施設】 <u>空き家</u>	<p>急激に進行する少子高齢化社会の中で、増加する空き家等については、各地域協議会等との連携や関連計画と整合を図りながら「調査」「活用」「管理」を図るとともに、<u>管理不全空家等及び特定空家等に対しては必要な措置を講じます。</u></p>

3. まちづくりの方針の構成【案2】の場合

基本理念 案2の場合

■基本理念・基本目標を踏まえた“まちづくりの方針”

基本理念

案2

地域のつながりを大切にし、
自然と暮らしを守るまち

基本目標

目標1
誰もが便利で快適に暮らせる生活環境の形成

目標2
豊かな地域資源を保全・活用したまちづくり

目標3
災害に強く、安全・安心に暮らせるまちの構築

目標4
経済活動を支えるインフラの充実

まちづくりの方針

- ✓ 土地利用の方針
- ✓ 施設整備の方針
- ✓ **環境保全・整備の方針**
- ✓ 景観形成の方針
- ✓ 観光まちづくりの方針
- ✓ 都市防災の方針

上位関連計画や関連部署と調整

3. まちづくりの方針の構成【案2】の場合

(1) 環境保全・整備の基本方針

本町は約8割を森林が占める自然豊かな町であり、自然と一体となった都市形成を目指し、森林や河川など、自然環境の保全・活用に向けて、以下の方針に沿った取組を進めます。

1) 本町の貴重な財産としての自然環境の保全と活用

農地・森林・河川の保全・育成に加えて、生活空間における緑づくりを促進するとともに、防災機能や景観の保全等の自然が持つ多様な機能を認識し、自然環境の保全と活用に努めます。

2) 環境にやさしいまちづくりの推進

豊かな自然を将来にわたって継承するため、クリーンエネルギーの活用を推進し、ゼロカーボンタウンや循環型社会を実現します。

※【案2】におけるまちづくりの方針の一例を記載します。

3. まちづくりの方針の構成【案2】の場合

(2) 環境保全・整備の方針

※まちづくりの方針の抜粋

	環境保全・整備の方針
【ゼロカーボンタウンの実現】	豊かな自然を将来にわたって継承することができる持続可能な地域環境づくりに向けて、 <u>省エネルギー社会の推進や小さなエネルギー生産工場の整備、二酸化炭素を吸収する森林の適正管理等によりゼロカーボンタウンを実現します。</u>
【自然環境の保全と活用】	西中国山地国定公園や大朝のテングシデ群落、八幡湿原等の大自然、地域が育んできた森林、清流、里山、田畑等の豊かな自然環境は、本町の大きな魅力となっています。これらの豊かな自然をまちづくりの貴重な財産とし、 <u>積極的な保全と観光資源等としての活用を図ります。</u>

3. まちづくりの方針の構成【案2】の場合

(2) 環境保全・整備の方針

※まちづくりの方針の抜粋

	環境保全・整備の方針
【農地・森林の 保全と活用】	<p>農地については、農作物の生産基盤であり、町民のみならず、県民や国民にとって大切な食糧供給源となっていることから、<u>農業政策との連携により積極的に保全を図ります。</u></p> <p>森林については、木材の生産のみならず、水源のかん養、土砂流出の防止、二酸化炭素吸収、生物多様性の保持など、様々な公益機能を有していることから、<u>適切な森林施策を推進し保全に努めます。</u></p>
【河川空間の 整備と保全】	<p>本町は中国地方を代表する江の川水系と太田川水系の2つの源流域であり、江の川水系には8河川、太田川水系には15河川が合流しています。狭窄部や護岸の整備が進んでいない区間では、<u>河川改修を行い、治水安全度の向上や家屋浸水被害の防止又は軽減を図ります。</u>また、本町の河川の水質浄化や環境美化に努めるとともに、<u>町民の交流・憩いの場として水辺の空間活用を図ります。</u></p>